

事 業 請 負 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 西淀川区長 様

住所又は事業所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額				百万				千				円
契約金額				百万				千				円
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円												
☐ 免税事業者												

契約金額は、見積金額に当該金額の 100 分の 10 を上積みした額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。
なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事 業 名 称	「商店街にしよどにぎわいバル 2025」 イベント事業用チラシほか 1 点制作業務委託											
履 行 期 限	令和 7 年 10 月 15 日				履 行 場 所	西淀川区役所地域支援課						
履 行 方 法	別添仕様書のとおり				そ の 他							
明 細 書	名 称				形 状・寸 法・摘 要				数 量			
	別添仕様書のとおり											
(見積条項) 裏面のとおり												
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 2 契約保証金 ☐ 契約金額の 5 /100 以上 (金 円) 地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 号 ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支 出 科 目	年度	会計				
							款					
							項					
							目					
							節					
						細節						
用途	商店街と連携した地域にぎわい創出事業用											
摘要	公募型比較見積 (04-04 : 印刷・デザインまたは 05 : 活平版) 令和 7 年 3 月 11 日開催 契約事務審査会 審議済											
決 裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	起案 令和 . .					
							決裁 令和 . .					
							第 号					

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

1 件名

「商店街にしよどにぎわいバル 2025」 イベント事業用チラシほか1点制作業務委託

2 事業概要

区内の商店街を知り、訪れていただき、さらにリピートしてもらうことを目的にイベントを開催する。参加店舗の情報をチラシ・ポスター化し、かつシールラリーの台紙の機能を持ち、広く区民に周知する。

3 仕様

	チラシ	ポスター
サイズ	A3二つ折り 仕上がりサイズA4	B3
数量	2,500枚	80枚
紙質	マットコート紙90kg ※同等品以上の紙でも可	マットコート紙135kg ※同等品以上の紙でも可
印刷方法	オフセット印刷でもデジタル印刷でも可	

4 業務内容

- ・「にしよどにぎわいバル」のチラシ・ポスターのデザイン・レイアウト等の制作及び印刷の一切を行うこと。
- ・写真、図、イラスト等を用いた表現により、参加者が見やすいレイアウトにすること。
- ・イベント情報、店舗情報、その他本市の指示する内容を掲載すること。なお、チラシには店舗ごとのシール貼付欄、西淀川区のマップも掲載すること。
- ・参加店舗数は、30を想定しているが、状況により増減が生じる可能性がある。
- ・西淀川区役所が保有する西淀川区内のマップが含まれる ai データ（アウトライン前とアウトライン後）の貸出を希望する場合は、契約期間中に限り貸出可能（契約期間終了後にデータを削除すること）。
- ・ai データの貸出を受けた場合、マップデザインをそのまま使用せず、商店街の位置を示すなど本業務の趣旨に沿った内容に加工してマップを作成すること。
- ・参加店舗の各種情報（店舗名や所在地等の基本情報、お店のイチオシメニュー等）のテキスト等データについては、本市より契約締結後速やかに電子メールで提供する。
- ・編集を開始する前に、デザイン・レイアウトの原案を提示し、事業担当とスケジュールやデザイン・レイアウトの方向性を協議すること（オンライン可）。

5 納品期限

令和7年10月15日（水）

6 校正

6回（PDF形式のデータをメールで発注者へ送信すること）

電子メールアドレス：tk0013@city.osaka.lg.jp

7 納品物

- (1) チラシ 2,500 枚
- (2) ポスター 80 枚
- (3) 最終校正を反映した電子データ（アウトライン済み・アウトライン前の ai データ及び PDF データ）

8 納入場所

西淀川区役所地域支援課（4 階 43 番窓口）
（大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号）

9 仕様書の質問について

応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

10 備考

- ・「大阪市グリーン調達方針」(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>) 別表の(21-2)印刷の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】〈共通事項〉(1)の紙の関する部分は適用しないものとする。
- ・ 契約締結後、速やかに「資材確認票」を事業担当へ提出すること。
- ・ 納品時には別紙「資材確認票」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を事業担当者へ提出すること。
- ・ 契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。
- ・ 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。
- ・ 本市が提供した原稿、写真、イラスト等は使用後速やかに返却すること。
- ・ 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・ 制作したチラシ・ポスターデザインで用いたデータについて、発注者に提供すること。
- ・ 成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45 年法律第48 号）第21 条から第28条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。

11 その他

- ・ 見積金額には、チラシ・ポスターのデザイン・レイアウト、印刷、納品に関する経費等、本業務に関する一切の経費を含めること。
- ・ 受注者からの請求に基づき、履行確認後に一括して支払うものとする。

12 事業担当

西淀川区役所地域支援課（大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号）
担当：西岡、岡田（TEL：06-6478-9893）

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06－6478－9985）に報告しなければならない。

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 「商店街にしよどにぎわいバル 2025」イベント事業用チラシほか 1 点制作業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第 3 項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること